

令和8年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第4号

令和8年3月9日(月)

応招議員(12名)

1番	鈴木安則君	2番	赤間繁幸君
3番	鎌田暁史君	4番	鈴木利博君
5番	赤間則幸君	6番	佐々木和夫君
7番	鈴木恵子君	8番	金須新一君
9番	田中三恵子君	10番	熱海文義君
11番	高橋重信君	12番	石垣正博君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	教育長	関一男君
総務課長	熊谷有司君	財政課長	菅野直人君
まちづくり政策課長	高橋優君	復興推進課長	武藤亨介君
復興推進課技監	楡濱学君	税務課長	片倉剛君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	小野純一君
農林振興課長	本間文二君	商工観光課長	武田力也君
地域整備課長	遠藤歩未君	上下水道課長	赤間良悦君
会計管理者	伊藤義継君	学校教育課長	角田倫明君
社会教育課長	齋藤正智君	代表監査委員	零石頭君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦光 次長 千葉真弓 主事 高橋映瑠

議事日程第4号

令和8年3月9日(月曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第19号 令和8年度大郷町一般会計予算

日程第3	議案第20号	令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第21号	令和8年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第22号	令和8年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第23号	令和8年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第7	議案第24号	令和8年度大郷町水道事業会計予算
日程第8	議案第25号	令和8年度大郷町下水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議案第19号	令和8年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第20号	令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第21号	令和8年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第22号	令和8年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第23号	令和8年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第7	議案第24号	令和8年度大郷町水道事業会計予算
日程第8	議案第25号	令和8年度大郷町下水道事業会計予算

午 前 10時00分 開 議

議長（石垣正博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、7番鈴木恵子議員、8番金須新一議員を指名いたします。

日程第2	議案第19号	令和8年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第20号	令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第21号	令和8年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第22号	令和8年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第23号 令和8年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第7 議案第24号 令和8年度大郷町水道事業会計予算
日程第8 議案第25号 令和8年度大郷町下水道事業会計予算
議長（石垣正博君） 日程第2、議案第19号 令和8年度大郷町一般会計予算、
日程第3、議案第20号 令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算、
日程第4、議案第21号 令和8年度大郷町介護保険特別会計予算、日程
第5、議案第22号 令和8年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日
程第6、議案第23号 令和8年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日
程第7、議案第24号 令和8年度大郷町水道事業会計予算、日程第8、
議案第25号 令和8年度大郷町下水道事業会計予算を一括議題といたし
ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第19号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第19号について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書2ページをお開き願います。

議案第19号 令和8年度大郷町一般会計予算

令和8年度大郷町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億5,700万円と定
める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第
1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務
を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表
債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地
方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第
3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入
れの最高額は7億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、令和8年度予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算総額は56億5,700万円、前年度比1億2,700万円の増、率にして2.3%の増となりました。

増額の主な理由は、物価高騰による施設の維持管理費及び各種委託料、人事院勧告を反映した人件費の増、町道柏木原小梁川線道路改良工事、町民体育館解体工事費、大郷中学校屋内運動場防災機能強化及びLED化改修工事費、学校給食センター蒸気配管等改修工事費の計上、災害復旧事業等の起債償還による公債費の増等によるものです。

継続事業の主なものとしては、国が定める住民基本台帳、税、健康管理等の標準システムの稼働による関係経費の計上のほか、自由広場からフラップ大郷21までの中村地区雨水排水実施設計業務委託料、地方公共交通の再編に向けた地方公共交通協議会補助金、西光寺川の緊急浚渫推進工事費、中粕川復興まちづくり事業の防災避難緑地整備工事費、かわまちづくり事業の社会実験検証業務委託料及び多目的広場駐車場2.2ヘクタールの造成工事費、小中学校タブレット端末購入等を計上しております。

新規事業の主なものとしましては、GPSの位置情報を活用してデータを観光調査等に活用する人流解析データ使用料の計上のほか、公共施設の個別施設計画、防災ハザードマップ及び障害福祉計画等の更新のための業務委託料、夏まつり、秋まつりの在り方を整理し、毎年秋に開催予定としたおおさとまつり補助金、町長公約である出産育児一時金と実負担の差額を限度額5万円で助成する出産費用助成金、環境衛生組合への高齢者等ごみ出し支援事業補助金、町の魅力を発信するための大郷町PR動画作成業務委託料、小中学校での学力向上を図るIT型教材導入使用料、契約期間満了による役場等の電話交換機及び固定電話機をスマートフォンに変更する電話交換施設賃貸借等を計上しております。

歳入では、まず町税で、これまで確実な財源見通しの観点から、当初予算計上を抑え、見込みが確定する3月補正時に増額してはりましたが、

令和8年度当初予算から年度を見越した見込額を計上したため、当初予算ベースで前年度比12.4%の増となっております。

次に、地方交付税につきましては、令和8年度の国の地方財政対策において、全国ベースで前年度比6.5%の増とされておりますが、本町では、確実な財源見通しの観点から、前年度同額の12億8,000万1,000円を計上したところです。

その他の財源としましては、令和8年度もハード事業が関係する国県支出金を計上したほか、財政調整基金繰入金及び町債等により予算措置をしております。なお、財政調整基金等の基金繰入金は9億9,376万6,000円で、前年度比1億1,382万9,000円の増、率にして12.9%の増となっております。

また、町債は3億3,080万円で、前年度比5,780万円の増、率にして21.2%の増となりました。

続きまして、3ページの第1表 歳入歳出予算により、款項ごとに内容を説明いたします。

まず、歳入です。

第1款町税14億3,418万3,000円で、前年度比1億5,789万3,000円の増です。

第1項町民税は3億4,136万1,000円で、前年度比2,096万1,000円の増です。増額の理由は、先ほど御説明した年度を見越した予算計上によるものです。前年度に比べますと、個人町民税は所得割の増による増額、法人町民税は前年度とほぼ同額を見込んでおります。

第2項固定資産税は9億6,860万4,000円で、前年度比1億3,539万8,000円の増です。増額の主な理由は、前項と同じです。前年度に比べますと、太陽光発電施設の減価償却分による減を見込んでおります。

第3項軽自動車税は3,301万8,000円で、前年度比70万7,000円の増です。前年度に比べますと、軽自動車税環境性能割は令和8年度税制改正大綱により令和7年度で廃止するため、微減を見込んでおります。

第4項町たばこ税9,120万円で、前年度比82万8,000円の増です。過年度実績による計上です。

第2款地方譲与税5,015万9,000円で、前年度比184万円の増です。

第1項地方揮発油譲与税は1,023万9,000円で、ガソリン減税を考慮し、前年度同額の計上としております。

第2項自動車重量譲与税は3,464万2,000円で、前年度比184万1,000円の増です。前年度伸び率による計上です。

第3項森林環境譲与税は527万8,000円で、前年度同額の計上です。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金138万1,000円で、前年度比98万4,000円の増です。県通知によるもので、以下の交付金も同様に県通知によるものです。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金442万6,000円で、前年度比168万3,000円の増です。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金772万6,000円で、前年度比460万3,000円の増です。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金2,403万9,000円で、前年度比70万7,000円の増です。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金2億3,636万9,000円で、前年度比1,138万1,000円の増です。

第8款ゴルフ場利用税交付金第1項ゴルフ場利用税交付金6,400万円で、前年度同額の計上です。

第9款地方特例交付金第1項地方特例交付金760万1,000円で、前年度比290万1,000円の増です。前年度までは第9款は環境性能割交付金でしたが、令和8年度税制改正大綱により令和7年度で廃止となりましたので、以後は款が繰り上がっております。

第10款地方交付税第1項地方交付税12億8,000万1,000円で、前年度比同額です。内訳としまして、地方交付税12億円及び特別交付税8,000万円は前年度同額で、震災復興特別交付金1,000円は科目計上です。

次ページをお開き願います。

第11款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金60万円で、前年度比5万円の増です。

第12款分担金及び負担金第1項負担金488万5,000円で、前年度比4万5,000円の減です。放課後児童クラブ保育料、老人保護措置費用徴収金になります。

第13款使用料及び手数料8,351万2,000円で、前年度比115万6,000円の減です。

第1項使用料は5,967万1,000円で、前年度比14万6,000円の増です。住民バス乗車料、町営住宅使用料等になります。入居者の所得による町営住宅使用料の減等です。

第2項手数料は2,384万1,000円で、前年度比130万2,000円の減です。戸籍諸証明手数料、廃棄物処理手数料等です。廃棄物手数料の減等によるものです。

第14款国庫支出金は5億5,474万円で、前年度比2億6万2,000円の減です。

第1項国庫負担金は3億8,699万9,000円で、前年度比1,411万5,000円の増です。児童手当交付金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費交付金、障害福祉サービス費負担金等が主なものです。介護利用者及びサービス業者の増に伴う障害福祉サービス費負担金の増等によるものです。

第2項国庫補助金1億4,949万8,000円で、前年度比2億2,270万7,000円の減です。子ども・子育て支援交付金、町道柏木原小梁川線道路改良工事費及び**中粕川復興まちづくり事業である防災避難緑地等整備工事費に係る社会資本整備総合交付金、かわまちづくり事業の社会実験検証業務及び造成工事に伴う地域未来交付金**、こちらは旧新しい地方経済・生活環境創生交付金になります、等が主なものです。減額は、社会資本整備総合交付金の減等によるものです。

第3項委託金は1,824万3,000円で、前年度比853万円の増です。基礎年金等事務費交付金、粕川地区堤防除草作業委託金等が主なものです。システム改修に伴う基礎年金等事務費交付金の増等によるものです。

第15款県支出金は3億1,910万2,000円で、前年度比949万6,000円の減です。

第1項県負担金は1億7,448万3,000円で、前年度比350万7,000円の増です。児童手当交付金、国民健康保険及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費交付金、障害福祉サービス費負担金等が主なものです。障害福祉サービス費負担金の増等によるものです。

第2項県補助金は1億3,029万2,000円で、前年度比472万1,000円の増です。保育料無償化等に対する少子化対策市町村交付金、子ども・子育て支援事業計画に基づく子ども・子育て支援交付金、地域の農業施設等の維持管理に係る多面的機能支払交付金、小中学校のタブレット端末更新による公立学校情報機器等整備事業補助金が主なものです。公立学校情報機器等整備事業補助金の増等によるものです。

第3項委託金1,432万7,000円で、前年度比1,772万4,000円の減です。個人県民税徴収取扱費委託金、小中学校に配置するスクールソーシャルワーカー活用事業委託金等になります。令和7年度に宮城県知事選挙等の選挙があったための減等です。

第16款財産収入6,505万円で、前年度比585万2,000円の増です。

第1項財産運用収入は6,504万7,000円で、前年度比685万2,000円の増です。町有財産貸付収入及び各種基金利子収入等です。定期預金及び債権の利率引上げによる増等です。

第2項財産売払収入は3,000円で、科目計上です。

第17款寄附金第1項寄附金3,500万1,000円で、前年度比2,039万円の減です。ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税等の寄附金です。ふるさと応援寄附金を令和7年度実績に基づき計上したため減となったものです。

第18款繰入金は9億9,376万6,000円で、前年度比1億1,382万9,000円の増です。

第1項基金繰入金は9億9,376万3,000円で、前年度比1億1,382万9,000円の増です。ハード事業に関する国庫補助金等裏負担財源及び一般財源不足について財政調整基金等から繰入れするものです。公共施設整備基金及び減債基金繰入金の増等によるものです。

第2項特別会計繰入金は3,000円で、科目計上です。

第19款繰越金第1項繰越金は4,000万円で、前年度同額です。

第20款諸収入1億1,965万9,000円で、前年度比432万6,000円の増です。

第1項延滞金加算金及び過料5万円は、町税延滞金で前年度同額です。次のページをお開き願います。

第2項町預金利子22万5,000円は、普通預金運用利子で、前年度比10万円の増です。

第3項貸付金元利収入は2,035万6,000円で、前年度比334万2,000円の減です。奨学資金「未来づくり事業」貸付金、地域総合整備資金貸付金、災害援護資金貸付金等の返済金です。奨学資金及び災害援護資金貸付金収入の減等によるものです。

第4項受託事業収入は1,148万9,000円で、前年度比90万1,000円の増です。後期高齢者健康診査受託事業収入及び高齢者保健事業と介護予防等一体化実施受託事業収入等です。

第5項雑入は5,597万円で、前年度比918万4,000円の増です。各種検診自己負担金、学校給食費収入等です。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金返納金の当初予算計上等による増です。

第6項ポートピア事業交付金は1,986万9,000円で、前年度比121万7,000円の減です。売上見込みの減によるものです。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金は1,170万円で、前年度比130万円の減です。売上見込みの減等によるものです。

第21款町債第1項町債は3億3,080万円で、前年度比5,780万円の増です。町民体育館解体事業及び西光寺川の河川緊急浚渫推進事業の起債による増等です。内容については、後ほど第3表 地方債で御説明いたします。

歳入合計56億5,700万円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

第1款議会費第1項議会費8,706万3,000円で、前年度比95万7,000円の減です。議員報酬、費用弁償並びに職員人件費等が主なものです。減額は、令和7年度に議場音響設備購入等があったためです。

第2款総務費は11億9,588万7,000円で、前年度比668万5,000円の増です。

第1項総務管理費10億6,664万3,000円で、前年度比5,265万1,000円の増です。職員人件費、行政区運営費、公有財産及び情報システム管理費、ふるさと応援寄附金関連経費、住民バス運行費、交通防災対策費などに係るものです。増額の主な理由は、職員人件費の増、各種システムの標準化に係る使用料及び保守管理業務委託料、公共施設の個別施設計画策定及び防災ハザードマップ作成業務委託料、おおさと夏まつり、地域公共交通協議会補助金等の計上によるものです。

第2項徴税费7,345万4,000円で、前年度比2,167万5,000円の減です。職員人件費、賦課徴収経費です。3年に一度の固定資産税評価替え業務の令和7年度完了、納税貯蓄組合連合会の解散による完納報奨金の減等によるものです。

第3項戸籍住民基本台帳費5,294万3,000円で、前年度比373万5,000円の増です。職員人件費、住民基本台帳、戸籍システム運用経費等です。職員人件費、住民基本台帳法の一部改正に伴う戸籍附票システム改修業務委託料の計上による増等です。

第4項選挙費44万3,000円で、前年度比2,443万1,000円の減です。令和7年度に町長選挙、宮城県知事選挙、参議院議員選挙等を計上していたため減となったものです。

第5項統計調査費91万5,000円で、前年度比363万8,000円の減です。統計調査経費です。令和7年度に国勢調査が実施されたことによる減等です。

第6項監査委員費148万9,000円で、前年度比4万3,000円の増です。監査委員報酬、費用弁償、研修旅費等です。

第3款民生費14億2,419万5,000円で、前年度比5,567万9,000円の増です。

第1項社会福祉費8億7,089万4,000円で、前年度比7,509万3,000円の増です。職員人件費、高齢者や障害者等への各種福祉関係経費、国民健康保険等への各特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合への負担金等です。増額の主な理由は職員人件費、介護保険特別会計繰出金、障害福祉サービス利用者の増による自立支援給付費、障害福祉計画策定業務委託料、育児期間の保育料減免に伴う国民年金システム改修業務委託料の増等によるものです。

第2項児童福祉費5億5,330万1,000円で、前年度比1,941万4,000円の減です。児童手当、認定こども園経費、児童館運営経費、すこやか子育て医療費助成等になります。令和7年度にこども園屋根・外壁等の大規模改修について就学前保育施設整備事業補助金があったための減等となります。

第4款衛生費4億3,729万3,000円で、前年度比371万1,000円の減です。

第1項保健衛生費1億5,204万1,000円で、前年度比1,063万8,000円の減です。職員人件費、各種検診、予防接種経費、生活環境対策費、保健センター管理費等になります。会計年度任用職員の配置計画、定期予防接種業務等の対象者数の精査、環境衛生組合家庭清掃事業補助金の廃止による減等です。

第2項病院費6,490万9,000円で、前年度比472万7,000円の増です。公立黒川病院負担金及び出資金です。設備維持補修費の増による負担金の増が原因でございます。

第3項清掃費2億2,034万3,000円で、前年度比220万円の増です。ごみ処理、し尿処理の黒川地域行政事務組合負担金及びごみ収集運搬業務等です。ごみ焼却施設補修工事費等による黒川地域行政事務組合負担金の増等によるものです。

第5款農林水産業費2億292万7,000円で、前年度比1,063万3,000円の減です。

第1項農業費1億9,562万9,000円で、前年度比1,044万3,000円の減です。職員人件費、農業委員会運営費、農業振興費、多面的機能活動組織交付金や農業振興総合補助金等の農業者及び各種団体への交付金及び補助金、畜産振興費、開発センター、ふれあいセンター21及びパストラル緑の郷の維持管理費等になります。令和7年度に農業振興地域整備計画更新業務が完了したこと、JA新みやぎ大郷町穀物乾燥調製貯蓄施設

利用促進補助金を廃止したこと等による減等です。

第2項林業費729万8,000円で、前年度比19万円の減です。松くい虫被害木の伐倒業務、黒川森林組合出資金、森林環境整備基金積立等です。黒川森林組合出資金の減等によるものです。

第6款商工費第1項商工費4,507万3,000円で、前年度比1,495万1,000円の増です。職員人件費、くろかわ商工会補助金、小規模事業者経営改善資金利子補給、消費生活相談経費等になります。職員人件費の増等によるものです。

第7款土木費6億3,775万7,000円で、前年度比1億5,286万7,000円の減です。

第1項土木管理費3,539万9,000円で、前年度比979万4,000円の減です。職員人件費、事務経費、公用車等管理経費の計上です。職員人件費の減等によるものです。

第2項道路橋梁費1億1,409万5,000円で、前年度比4,323万4,000円の増です。道路管理のための除草及び敷き砂利等業務委託料、道路緊急維持工事費、町道鶴田横沢線側溝修繕工事費、町道柏木原小梁川線道路改良工事費、町道原町山崎線側溝整備工事費、橋梁点検業務委託料等が主なものです。町道柏木原小梁川線道路改良工事費の計上による増等です。

第3項河川費4,150万1,000円で、前年度比3,359万4,000円の増です。粕川地区堤防除草業務、西光寺川の河道掘削工事費等が主なものです。西光寺川の河道掘削工事費の計上による増です。

第4項住宅費878万5,000円で、前年度比46万4,000円の増です。町営住宅の維持管理費経費等です。

7ページをお開き願います。

第5項都市計画費4目3,797万7,000円で、前年度比2億2,036万5,000円の減です。町立公園管理費、住宅を新築した若者世代に固定資産税相当額を奨励金として交付する若者及び子育て世帯定住促進奨励金、地域おこし協力隊費用、中粕川復興まちづくり事業として堤防緑地整備事業費、かわまちづくり事業として社会実験検証業務委託料及び造成工事費、宅地分譲特別会計繰出金、下水道事業会計負担金等が主なものとなります。減額となった主な理由は、令和7年度に粕川地区避難道路等整備工事費及び粕川防災コミュニティーセンター外構工事費を計上していたためでございます。

第8款消防費第1項消防費2億6,722万3,000円で、前年度比415万8,000円の減です。消防団員報酬及び災害時出動報酬、費用弁償、黒川

地区行政事務組合への消防費負担金等です。令和7年度に東成田地区にポンプ小屋を整備する消防施設整備工事、法堂撫山宅地及び法堂前西の消火栓設置工事負担金等があったため減となったものです。

第9款教育費6億7,382万1,000円で、前年度比1億3,604万4,000円の増です。

第1項教育総務費9,102万8,000円で、前年度比678万9,000円の増です。教育委員会報酬、職員人件費、奨学資金貸付金、外国語指導助手経費、不登校対策としての子どもの心のケアハウス事業等が主なものです。職員人件費、小中学校ICT支援員の配置日数の増等による増です。

第2項小学校費1億2,467万8,000円で、前年度比1,359万円の増です。教材備品購入費、教員補助者設置費用、スクールバス運行経費、施設維持管理費等です。公示価格増によるスクールバス運行业務委託料、タブレット端末228台の更新による増です。

第3項中学校費9,607万9,000円で、前年度比3,974万8,000円の増です。予算概要は小学校と同様です。タブレット端末152台の更新、屋内運動場防火機能強化及びLED化改修工事の計上による増です。

第4項社会教育費1億6,799万9,000円で、前年度比7,608万円の増です。職員人件費、各種社会教育、公民館事業運営費、社会教育施設維持管理費等になります。町民体育館解体工事費の計上による増です。

第5項保健体育費1億9,403万7,000円で、前年度比16万3,000円の減です。職員人件費、社会体育事業及び学校給食に関する経費、学校給食無償化事業等になります。秋まつりの予算を計上しなかったこと等による減です。

第10款災害復旧費2,000円で、前年度比2,000円の減です。

第1項公共土木施設災害復旧費1,000円、第2項農業水産施設災害復旧費1,000円で科目計上です。

第11款公債費第1項公債費6億7,575万9,000円で、前年度比8,596万9,000円の増です。町債元利償還金6億4,285万1,000円、町債利子、償還金等3,290万8,000円になります。災害復旧事業費等の償還による増等です。

最後に、第12款予備費第1項予備費1,000万円で、前年度同額です。

歳出合計56億5,700万円となります。

続いて、8ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為について御説明いたします。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

1、通知カード個人番号カード裏面プリンター賃貸借、期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は550万円です。機器の更新に伴い、5年間の契約を締結するためです。

2、小規模事業者経営改善資金利子補給（令和8年度貸付分）、期間は令和8年度から11年度まで、限度額は142万3,000円です。資金融資の利用者に対し、1%を上限に3年間にわたり利子補給するためです。

3、大郷町奨学資金貸与（令和8年度貸付分）、期間は令和8年度から11年度まで、限度額は792万円です。貸付者に在学期間貸付けするためです。

9ページをお開き願います。

第3表 地方債について御説明いたします。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

1、道路等整備事業。社会資本整備総合交付金事業である町道柏木原小梁川道路改良工事、自由広場からフラップ大郷21までの中村地区雨水排水実施計画業務に係るもので、限度額が7,380万円です。

起債の方法は証書借入、利率5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れする資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とし、償還の方法は、「政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還若しくは低利に借換することができる」ものとしております。

本事業に関する充当率は、補助残等に対し100%で、充当率の70%の交付税措置が講じられます。

2、緊急浚渫推進事業。前川承水路土砂撤去工事、西光寺川河道掘削工事に係るものです。限度額は3,830万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に関する充当率は100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられます。

3、都市防災等総合推進事業。社会資本整備総合交付金事業である中粕川復興づくり事業の防災避難緑地整備工事、地域未来交付金に関わるかわまちづくり事業の社会実験実証業務及び造成工事に係るものとなります。限度額は5,110万円で、起債の方法、利率償還の方法は前項と同様です。本事業に関する充当率は補助残に対し100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられます。

4、学校教育施設等整備事業。学校給食センター蒸気配管等改修工事、

大郷中学校屋内運動場防災機能強化及びLED化改修工事に係るもので、限度額は6,340万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に関する充当率は補助残等に対し100%で、充当率のうち70%が交付税措置されるものです。

5、社会教育施設等整備事業。町民体育館解体工事に係るものです。限度額は6,920万円で、起債の方法、利率償還の方法は前記と同様です。本事業に関する充当率は90%で、充当率のうち50%が交付税措置されるものです。

6、過疎対策事業（ソフト分）。給食無償化事業に係るもので、限度額3,500万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に関する充当率は100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられます。

地方債合計は3億3,080万円となります。

以上で議案第19号についての提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第19号の説明を終わります。

議案第20号及び議案第22号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第20号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

予算書の116ページを御覧ください。

議案第20号 令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算

令和8年度大郷町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,031万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は10億2,031万9,000円で、令和7年度当初予算と比較すると4,615万6,000円、率にして4.7%の増となりました。被保険者数は年々減少しているものの、高齢化や医療の高度化により、1人当たりの給付費が増大していることによる保険給付費の増が大きな要因でございます。

117ページを御覧ください。

それでは、第1表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税1億2,234万8,000円は、保険税の収納見込額で、前年と比較し307万9,000円、率にして2.5%の減でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料5万円は、保険税の督促手数料でございます。

第3款県支出金第1項県補助金8億1,213万7,000円は、保険給付費の額により県から交付される普通交付金と、各種事業への取組状況等に応じて交付される特別交付金でございます。

第4款財産収入第1項財産運用収入56万5,000円は、財政調整基金及び高額療養費資金等貸付基金の預金利子でございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金5,155万3,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に関する一般会計からの繰入金でございます。

同じく、第2項基金繰入金3,366万1,000円は、国保財政調整基金からの繰入れで、財源調整のための基金繰入れでございます。

第6款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度からの繰越金で、科目計上でございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円は、保険税の延滞金で、科目計上でございます。

同じく、第2項雑入3,000円は、交通事故など第三者行為に係る納付金などを見込んでおります。

以上、歳入合計10億2,031万9,000円でございます。

続きまして、118ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費1億1,160万6,000円は、レセプト点検業務などの国保事務共同処理委託料及び国保連合会への負担金などに要する経費です。子ども・子育て支援金制度に係りますシステム改修費用の計上により、昨年度と比較して630万5,000円の増となっております。

第2項徴税費320万1,000円は、保険税の賦課徴収に係る経費、18歳未満の被保険者に係る均等割相当額の補助事業等でございます。納税組合連合会の解散により、保険税の完納報奨金がなくなったため、昨年度と比較して118万9,000円の減となっております。

第3項運営協議会費21万4,000円は、国保運営協議会に要する費用でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費6億6,582万1,000円は、療養給付費等に係る国保連合会への負担金です。

第2項高額療養費1億1,427万円は、一般被保険者に係る高額療養費でございます。

第3項移送費1,000円につきましては、科目計上でございます。

第4項出産育児諸費300万2,000円は、6件分の出産育児一時金でございます。

第5項葬祭諸費100万円は、20件分の葬祭費でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分1億3,532万9,000円は、被保険者の医療給付費として県に納付するものでございます。

第2項後期高齢者医療支援金等分4,900万9,000円は、被保険者に係る後期高齢者医療支援金等に係る県への納付金でございます。

第3項介護納付金分1,196万4,000円は、40歳から64歳の被保険者に係る介護納付金に対応する県への納付金でございます。

第4項子ども・子育て支援金分447万円は、令和8年度から始まる新しい拠出制度で、少子化対策、子育て支援の財源を医療保険を通じ社会全体で負担する仕組みで、国保税に上乗せして徴収し、県に納付するものでございます。

第4款保険事業費第1項特定健康審査等事業費1,242万9,000万円は、特定健康審査及び特定保健指導に要する経費でございます。

第2項保健事業費545万2,000円は、国保制度及び健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成など、疾病予防対策事業に要する経費でございます。

第5款基金積立金第1項基金積立金54万9,000円は、財政調整基金などに係る利子積立金でございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金100万1,000円は、過年度分の保険税還付金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第7款予備費第1項予備費は、例年同様100万円を計上しております。以上、歳出合計10億2,031万9,000円でございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号の提案理由を御説明申し上げます。

予算書の151ページを御覧ください。

議案第22号 令和8年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,084万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は1億3,084万円で、令和7年度当初予算と比較すると2,131万6,000円、率にして19.5%の増となりました。高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費が増大していることに伴い、広域連合への納付金対前年度比18%増加していることが主な要因でございます。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料、一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、システム改修など保険料の徴収経費と広域連合に対する納付金が増加していることが主なものでございます。

152ページを御覧ください。

それでは、第1表 歳入歳出予算について、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料9,940万6,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料でございます。

す。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万2,000円は、保険料の督促手数料でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金3,130万9,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金でございます。

第4款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度繰越金で、科目計上でございます。

第5款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円も、科目計上でございます。

第2項償還金及び還付加算金11万円は、広域連合からの還付金や還付加算金でございます。

第3項雑入1,000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計1億3,084万円でございます。

続きまして、153ページの歳出について御説明をいたします。

第1款総務費第1項総務管理費251万3,000円は、資格確認書送付などの一般事務に要する経費でございます。子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費用の計上により、昨年度と比較して169万2,000円の増となっております。

第2項徴収費1万4,000円は、徴収事務に要する経費でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金1億2,790万2,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金31万円は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第4款予備費第1項予備費は10万円の計上でございます。

以上、歳出合計1億3,084万円でございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第20号 令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 令和8年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第20号及び議案第22号の説明を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時00分 休 憩

午 前 11時10分 開 議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号及び議案第22号の説明を終わりました。

次に、議案第21号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） それでは、議案第21号につきまして、提案理由を御説明いたします。

各種会計予算説明書の131ページを御覧願います。

議案第21号 令和8年度大郷町介護保険特別会計予算

令和8年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,523万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

まず、当初予算の概要を御説明いたします。

令和8年度予算の設計に当たりましては、第9期介護保険事業計画を基本とした編成内容及び令和7年度の執行実績を勘案して積算を行ったものとなります。予算の総額は13億5,523万4,000円で、前年度対比で1億7,765万2,000円の増となります。

総務費では、システムの標準化に伴うシステム使用料、保守料の減がありますが、第10期介護保険事業計画策定に伴う委託料の増などにより、前年度比234万8,000円の増となり、保険給付費では施設介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費など、多くの給付費において単価

と件数の増により、前年度比3,450万円の増となりました。

地域支援事業費では、介護予防訪問通所等介護サービス事業費が単価と件数の増に伴い増額となったほか、委託事業の健康長寿対策事業や地域包括支援センター運営業務、生活支援体制整備事業において人件費が増えたことなどから、前年度比739万2,000円の増となりました。

なお、介護給付費準備基金からの繰入れは、前年度比4,240万1,000円増の5,682万3,000円を計上しております。

それでは、132ページの第1表 歳入歳出予算について、款項ごとに主な内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款保険料第1項介護保険料は2億3,919万6,000円で、前年度比425万4,000円の増となっています。第1号被保険者に係る保険料収入であり、被保険者数につきましては、特別徴収の方が2,780名、普通徴収の方が210名で積算しております。なお、保険料基準額については、第9期介護保険事業計画に基づく月額6,800円により算出しているものです。

次に、第2款使用料及び手数料第1項手数料は5,000円で、保険料の督促手数料です。

次に、第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金は3億4,943万4,000円で、第2号被保険者の介護納付金や地域支援事業に係る支払基金からの交付金です。

次に、第4款国庫支出金第1項国庫負担金は2億1,654万9,000円で、介護給付費の国庫負担分です。

第2項国庫補助金は9,212万4,000円で、介護給付費に対する調整交付金や地域支援事業に係る交付金などです。

次に、第5款県支出金第1項県負担金は1億9,421万円で、介護給付費負担金の県負担分となります。

第2項県補助金は1,117万6,000円で、地域支援事業に係る補助金の県負担分です。

次に、第6款財産収入第1項財産運用収入は16万8,000円で、介護給付費準備基金の預金利子になります。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金は1億9,552万9,000円で、介護給付費及び地域支援事業等に係る一般会計負担分の繰入れとなります。

第2項基金繰入金は5,682万3,000円で、介護給付費準備基金からの繰

入金となり、保険料水準の維持のため基金繰入れにより財源調整を行うものです。

次に、第8款繰越金第1項繰越金1,000円は、科目設定のための計上です。

次に、第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円も、科目設定のための計上です。

第2項雑入は1万8,000円で、会計年度任用職員の雇用保険料被保険者分などです。

以上、歳入合計が13億5,523万4,000円となります。

次に、133ページ、歳出となります。

第1款総務費第1項総務管理費は861万5,000円で、介護保険システムの保守や賃貸借に係る経費のほか、一般事務経費となります。

第2項徴収費は17万4,000円で、保険料の特別徴収や口座振替の手数料などの徴収事務経費です。

第3項介護認定審査会費は845万3,000円で、認定調査員の人件費のほか、介護認定に係る主治医意見書作成手数料や介護認定審査会に係る黒川地域行政事務組合の負担金などが主なものです。

第4項運営協議会費は34万6,000円で、介護保険運営委員会と地域包括支援センター運営協議会の運営経費になります。

次に、第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費は11億1,814万5,000円で、前年比度1億4,670万5,000円の増で、居宅介護サービスや施設介護サービスなどの介護サービス給付費となります。

第2項介護予防サービス等諸費は2,828万円で、予防サービスに係る給付費となります。

第3項高額介護サービス費は3,500万9,000円で、介護サービスの自己負担額が上限額を超えた場合の給付費でございます。

第4項高額医療合算介護サービス等費は432万2,000円で、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額が世帯の限度額を超えた場合の給付費となります。

第5項特定入所者介護サービス等費は7,812万円で、住民税非課税世帯の方が施設に入所した際の負担軽減のための給付費です。

次に、第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費は1,710万円で、地域支援事業として実施する介護予防訪問介護サービス並びにケアマネジメントなどに要する費用となります。

第2項一般介護予防事業費は1,322万7,000円で、健康長寿対策事業や

いきがい健康づくり事業に関する費用となります。

第3項包括的支援事業・任意事業費は3,992万2,000円で、地域包括支援センターの運営経費のほか、生活支援体制整備事業やあんしん見守りネットワーク事業、成年後見などに関する費用を計上しています。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金は16万8,000円で、介護給付費準備基金に係る利子の積立分です。

次に、第5款公債費第1項公債費は5万円で、一時借入金があった場合の利子となります。

次に、第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金は30万2,000円で、保険料の還付金などです。

次に、第7款繰出金第1項繰出金は1,000円で、一般会計への繰出金の科目設定のための計上となります。

次に、第8款予備費第1項予備費は300万円で、前年同額の計上となります。

以上、歳出合計が13億5,523万4,000円となります。

以上で議案第21号の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君） 以上で議案第21号の説明を終わります。

次に、議案第23号について説明を求めます。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） それでは、議案第23号につきまして、提案理由を御説明いたします。

予算書160ページを御覧願います。

議案第23号 令和8年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算

令和8年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,285万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

それでは、議案第23号につきまして、提案理由を御説明いたします。

当会計は、高崎団地、中粕川団地、中村原団地の3団地の分譲に関する

る特別会計となります。

宅地分譲事業は令和4年度予算で完了しているため、歳入においては他会計繰入金、歳出においては公債費について計上した予算内容となっております。

161ページを御覧願います。

第1表 歳入歳出予算です。

歳入です。第1款繰入金第1項他会計繰入金は2,285万1,000円です。公債費に対する一般会計からの繰入金となります。

第2款繰越金第1項繰越金は1,000円で、科目計上となります。

以上、歳入合計は2,285万2,000円となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

162ページとなります。

第1款公債費第1項公債費は2,285万2,000円です。造成事業費として借り入れした町債の元金と利子の償還金となります。

以上、歳出合計は2,285万2,000円となります。

以上、歳入歳出予算は、合計でそれぞれ2,285万2,000円となります。

議案第23号、宅地分譲事業特別会計予算についての説明は以上となります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第23号の説明を終わります。

次に、議案第24号及び議案第25号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） それでは、議案第24号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書168ページをお開き願います。

議案第24号 令和8年度大郷町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和8年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は2,733戸で、前年度比19戸の減を見込んでおります。

第2号 年間総給水量は70万立米で、前年度比2万2,000立米の減を見込んでおります。

第3号 一日平均給水量は1,918立米で、前年度比60立米の減を見込んで

でおります。

第4号 主な建設改良事業は、老朽管更新事業等でございますが、法堂地区配水管舗装本復旧工事、中村・鶉崎地区配水管布設替え工事、成田橋添架管更新工事、中粕川地区配水管布設替え工事を予定しており、予算が1億3,695万1,000円で、前年度比187万円の減となっております。

次に、(収益的収入及び支出)でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。

第1款水道事業収益を2億6,773万2,000円とするものです。前年度比1,932万2,000円の増額、率にして7.2%の増を見込んでおります。主な要因は、ウォーターPPP導入検討業務に係る社会資本整備総合交付金による国庫補助金の増によるものでございます。

第1項営業収益2億2,586万9,000円は、水道料金、開・閉栓手数料、下水道等事務手数料などの収入を見込んでおり、前年度比90万4,000円の減額でございます。

第2項営業外収益4,186万円は、預金利息、長期前受金戻入益、国庫補助金が主なものでございます。前年度比2,022万6,000円の増額となっております。

第3項特別利益3,000円は、科目計上でございます。

次に、支出になります。

第1款水道事業費用を2億8,780万4,000円とするものです。前年度比4,114万4,000円の増額、率にして14.3%の増となっております。主な要因は、水安全計画策定業務が令和7年度に終了しましたが、ウォーターPPP導入検討業務、水道料金改定業務、水道料金システム構築業務、企業会計固定資産台帳システム構築業務との委託料の増によるものでございます。

第1項営業費用2億7,475万5,000円は、大崎広域水道からの受水費、水質検査や防水調査、配水管電気設備の修繕料等の原水給水費、職員の人件費やメーター検針業務、水道料金システム構築業務、企業会計固定資産台帳システム構築業務、水道料金改定業務、ウォーターPPP導入検討業務の委託料を含む総係費、建物・構築物等の減価償却費などにより、前年度比3,887万2,000円の増額となっております。

第2項営業外費用1,207万7,000円は、企業債の利息等によるもので、前年度比103万2,000円の増額となっております。

第3項特別損失2,000円は、科目計上でございます。

第4項予備費は、100万円を計上しております。

続きまして、169ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)です。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,595万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,463万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,132万3,000円で補填するものとする。

収入でございます。

第1款資本的収入を1億1,330万4,000円とするものです。前年度比1,107万9,000円の減額、率にして9.7%の減でございます。主な要因は、他会計負担金、企業債の減によるものでございます。

第1項工事負担金、第2項他会計負担金1,000円は、科目計上でございます。

第3項企業債1億90万円は、法堂地区配水管本復旧工事、中村・鶉崎地区配水管布設替え工事、成田橋添架管更新工事に係る企業債で、前年度比770万円の減となっております。

第4項国庫支出金1,240万円は、中村・鶉崎地区配水管布設替え工事に係る国庫支出金で、前年度比3万円の増となっております。

第5項出資金、第6項他会計補助金の1,000円は、科目計上でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出を1億7,925万8,000円とするものでございます。前年度比60万6,000円の減額、率にして0.3%の減となっております。

第1項資産購入費1,000円は、科目計上でございます。

第2項建設改良費1億3,695万1,000円は、中村第二配水池重量計更新工事、中村第二配水池配水管更新設計業務、法堂地区配水管舗装本復旧工事、中村・鶉崎地区配水管布設替え工事、成田橋添架管更新工事、中粕川地区配水管布設替え工事等によるもので、前年度比187万円の減となっております。

第3項企業債償還金4,230万6,000円は、石綿セメント管更新事業等に伴う企業債の元金償還金で、前年度比126万4,000円の増額となっております。

次に、170ページになります。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次

のとおりと定める。

起債の目的であります。1、水道管路近代化推進事業につきまして、限度額を1億90万円とするものでございます。起債の方法は証書借入、利率は0.5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができるものとするものでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000万円と定めるものでございます。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 第1項営業費用及び第2項営業外費用にかかる予算額に過不足を生じた場合におけるこれら経費の各項の間の流用とするものです。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費を1,522万7,000円とするものでございます。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50万円と定めるものでございます。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

197ページをお開き願います。

議案第25号 令和8年度大郷町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大郷町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 排水戸数は1,900戸で、前年度比20戸の増を見込んでおります。

第2号 年間総処理水量は56万立米で、前年度比3万7,000立米の減を見込んでおります。

第3号 一日平均処理水量は1,530立米で、前年度比100立米の減を見込んでおります。

第4号 主要な建設改良事業は、老朽設備更新事業等が主なものでございますが、マンホール長寿命化工事、公共汚水ます設置工事、戸別合併処理浄化槽設置工事を予定しており、予算額が7,758万9,000円でございます。前年度比116万円の減額でございます。

次に、(収益的収入及び支出)でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。

第1款下水道事業収益を3億9,058万1,000円とするものでございます。前年度比2,712万2,000円の増額、率にして6.9%の増を見込んでおります。主な要因は、ウォーターPPP導入検討業務に係る社会資本整備総合交付金の交付による補助金の増によるものでございます。

第1項営業収益8,677万1,000円は、下水道使用料、負担金、手数料などの収入を見込んでおり、普及率の向上を見込み、355万円の増となっております。

第2項営業外収益3億380万7,000円は、他会計負担金、補助金、長期前受金戻入益が主なものとなっております。前年度比2,358万2,000円の増を見込んでおります。

第3項特別利益3,000円は、科目計上でございます。

次に、支出でございます。

第1款下水道事業費用を3億9,058万8,000円とするものでございます。前年度比2,713万8,000円の増額、率にして6.9%の増となっております。主な要因は、ウォーターPPP導入検討業務、下水道企業会計システム、固定資産管理台帳システムの構築業務に係る委託料の増によるものでございます。

第1項営業費用3億7,619万8,000円は、管渠費、処理場費、業務費、委託料、総係費、減価償却費などでございます。前年度比2,421万5,000円の増となっております。

第2項営業外費用1,288万5,000円は、企業債利息、消費税等によるもので、前年度比293万3,000円の増となっております。

第3項特別損失5,000円は、科目計上でございます。

第4項予備費は、150万円の計上となっております。

198ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。

第1款資本的収入を1億8,138万5,000円とするものです。前年度比1,059万9,000円の減額、率にして5.8%の減を見込んでおります。主な要因は、企業債、一般会計負担金の減によるものでございます。

第1項企業債2,970万円は、マンホール長寿命化工事、戸別合併処理浄化槽設置工事、公営企業会計適用債等によるものでございます。前年度比330万円の減を見込んでおります。

第2項出資金1,000円は、科目計上でございます。

第3項負担金1億2,958万円は、繰出基準に基づく一般会計負担金及び受益者負担金でございます。

第4項補助金2,210万2,000円は、国庫補助金で、社会資本整備総合交付金及び循環型社会形成交付金になります。

第5項他会計借入金、第6項固定資産売却代金の1,000円は、科目計上でございます。

次に、支出になります。

第1款資本的支出を1億8,138万2,000円とするものでございます。前年度比1,059万9,000円の減額、率にして5.8%の減となっております。主な要因は、企業債償還金の減によるものでございます。

第1項建設改良費7,758万9,000円は、マンホール長寿命化工事、公共汚水ます設置工事、戸別合併処理浄化槽設置工事、流域下水道建設負担金、老朽設備の修繕等によるものでございます。

第2項企業債償還金1億379万3,000円は、起業債の元金償還金でございます。

199ページをお開き願います。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項の1つ目でございます。大郷町水洗便所改造資金利子補給。期間は令和8年度から令和12年度までとし、限度額を9万6,000円とするものです。公共下水道に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備設置の資金を融資、あつせんした場合の利子を町が補

給するものでございます。

事項の2つ目でございます。大郷町水洗便所改造資金損失補償。期間は令和8年度から令和13年度までとし、限度額を水洗便所改造資金未償還元金の10%に相当する額とするものです。公共下水道に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備設置等の資金の融資をあっせんし、借り入れた資金について回収不能となった場合に、金融機関へ損失補償を行うものでございます。

事項の3つ目でございます。大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給。期間は令和8年度から令和12年度までとし、限度額を9万6,000円とするものでございます。農業集落排水処理施設に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備等の資金の融資をあっせんをした場合の利子を町が補給するものでございます。

続いて、4つ目でございます。大郷町農業集落排水事業水洗便所改造資金損失補償。期間は令和8年度から令和13年度までとし、限度額を水洗便所改造資金未償還元金の10%に相当する額とするものです。農業集落排水処理施設に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備等の資金の融資をあっせんし、借り入れた資金について回収不能となった場合に、金融機関へ損失補償を行うものでございます。

続きまして、5つ目でございます。大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給。期間は令和8年度から令和12年度までとし、限度額を9万6,000円とするものです。町が設置する戸別合併処理浄化槽に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備設置等の資金の融資をあっせんした場合、利子を町が補給するものでございます。

続いて、6つ目でございます。大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償。期間は、令和8年度から令和13年度までとし、限度額を水洗便所改造資金未償還元金の10%に相当する額とするものです。町が設置する戸別合併処理浄化槽に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備の設置等の資金の融資をあっせんし、借り入れた資金について回収不能となった場合に、金融機関へ損失補償を行うものでございます。

続いて、200ページをお開き願います。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、1、公共下水道事業につきまして、限度額を1,870万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができるものとするものでございます。

同じく2、合併処理浄化槽整備事業につきまして、限度額を570万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、公共下水道事業と同様でございます。

同じく3、公営企業会計適用事業につきまして、限度額を530万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、公共下水道事業と同様でございます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は3,000万円とするものでございます。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 第1項営業費用及び第2項営業外費用にかかる予算額に過不足を生じた場合におけるこれら経費の各項の間の流用とするものでございます。

次に、201ページを御覧願います。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費を2,973万8,000円とするものでございます。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第24号、議案第25号につきまして、それぞれ予算事項別明細書等を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石垣正博君) 以上で、議案第24号及び議案第25号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項については、後ほど設置される特別委員会で質問されるようお願い申し上げます。

まず、議案第19号について総括質疑を行います。ございませんか。10番 熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 今回の一般会計の中に、らしきものが入っていないような気がするんですけども、12月の定例会で町長は副町長の選任を3月までということ saying いたんですけども、その内容というものが全然見えないんですけども、考えがあるのなら教えてほしいんです。例えば、今回なくてもいつまで出すというのが。その辺の考えをお聞かせください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 新年度予算の中には副町長の分、予算として入っております。前にお話ししたとおり、今年度中に選任し、新年度から新しい体制が、副町長選任という形でいきたいと思いますので、今定例会の最終日になるかと思いますが、御提案申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって議案19号の総括質疑を終わります。

次に、議案第20号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって議案第20号の総括質疑を終わります。

次に、議案第21号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって議案第21号の総括質疑を終わります。

次に、議案第22号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって議案第22号の総括質疑を終わります。

次に、議案第23号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって議案第23号の総括質疑を終わります。

次に、議案第24号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって議案第24号の総括質疑を終わります。

次に、議案第25号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって議案第25号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号から議案第25号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第25号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。議員控室にてお集まりいただきたいと思います。

今、ありましたので、昼食の休憩といたします。再開は1時15分からといたします。よろしくをお願いします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどは大変申し訳ございませんでした。私が少々はしより過ぎまして、ちょっと急ぎ過ぎました。ここで新たに進行したいと思います。

特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いしたいと思います。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

午 後 1 時 1 5 分 休 憩

午 後 1 時 2 1 分 開 議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐々木和夫議員、副委員長に鈴木恵子議員、以上のとおり選任されました。

お諮りいたします。委員会審査のため、本日の会議終了から3月18日までの期間、本会議を休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から3月18日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る3月19日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

議長（石垣正博君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午 後 1 時 2 2 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員